

生徒規則

1 服装・頭髪等について

(1) 制服

①本校指定の制服を着用する。

ブレザー、スラックスまたはスカート、ワイシャツ、ネクタイ

②略装（夏服）の着用可能期間は、5月1日～10月31日とする。

（ブレザーおよびネクタイを着用しなくてもよい）

③略装期間であっても、学校側から特に服装の指示があった場合は、それに従うこと。

(2) 頭髪

①頭髪は高校生らしく清潔さを保つこと。

②いたずらに流行を追いかけたり特異な形にしないこと。

③パーマ、薬品やドライヤーによる脱色や変色は禁止する。

男子

・長さは見苦しくないよう、前髪は目にかからない程度、横は耳にかからない程度、後方は衿にかからない程度に整髪すること。

・額やまゆげのそり込みは禁止する。

女子

・見苦しくないよう前髪は目に入らない程度とすること。

・授業や実習で支障がある場合は後で縛ること。

・髪を縛る（とめる）ゴム・ピンは地味な色（黒・紺・茶）とする。

(3) セーター・ベスト

①本校指定のものに限る。

②体格に合ったサイズのもを着用すること。

(4) ポロシャツ

①本校指定のものに限る。

②略装（夏服）着用可能期間に限る。

③体格に合ったサイズのもを着用すること。

④ポロシャツの上に重ね着はしない。

(5) 下着

ワイシャツやポロシャツの上から透けて見える色物・柄物・プリント物、またハイネックシャツなどは避ける。

(6) ベルト

地味な色（黒・紺・濃茶）のビジネスタイプとする。ただし、装飾的なバックルは避ける。

(7) スカート丈

ひざ頭にかかる程度とする。

(8) ソックス

①色は地味な無地とする。ただし、ルーズソックスは禁止する。

②ストッキング・タイツは無地とし、色は黒、紺、濃茶またはベージュとする。

(9) 靴

①履物は地味な靴または運動靴とし、かかとは踏まない。

②かかとが 3cm より高いもの・ブーツ・サンダル等は禁止とする。

③高価なものは履いてこない。

(10) 鞆

①学生鞆・手提げ鞆・肩掛け鞆・背負い鞆・スポーツバッグ等で学生らしいものとする。

②紙袋・ビニール袋・ショッピングバッグ・ハンドバッグ等は禁止とする。

(11) コート（ウインドブレーカー・ダウンジャケット）

①形は問わない。ただし、ジャンパー及び革製は禁止とする。

部活動指定のものはその限りでない。

②無地のものとし、白・黒・紺・茶・グレー・モスグリーン・エンジとする。

③防寒着の授業における着用は禁止とする。ただし、特別な理由で着用する場合は許可を得ること。

(12) その他

①装身具（ピアス・ネックレス・指輪、カラーコンタクト等）は禁止とする。

②化粧（白粉・口紅・色つきリップ等）・マニキュア等は禁止とする。

③制服の加工は禁止とする。（加工した場合は再購入）

④登下校および校内生活においては制服を着用する。

⑤上履きは学校指定のサンダルを使用する。

⑥やむを得ず、規定以外のものを着用する場合は「異装許可願」を提出し、許可を得る。

2 所持品について

(1) 携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチについて

①高額な機器であり、紛失・盗難等のトラブル回避のため、学校への持ち込みは控える。

②必要に応じ持ち込む際は、以下の事項に生徒、保護者ともに同意したものとする。

・原則的に、学校敷地内での使用は禁止とし、かつ、保管は各自バッグ内とする。

・使用する特別な事情がある場合は、教職員の許可を得て、管理下で使用すること。

・紛失、盗難、いたずら、損傷等、すべての責任は生徒、保護者に属するものとする。

・不正な使用や保管等があった際は、学校側が一時預かり保護者来校の上、返却する。

(2) 以下のようなものは持ち込み禁止とする。

①ゲーム機器 ②雑誌類等

③携帯音楽プレーヤー等 ④危険物等

⑤その他、学校生活に不必要と思われるもの。

(3) すべての所持品、衣類等には必ず記名する。

(4) ブランドもののポーチ・財布等、高価なものは持ってこない。

3 願い・届け出について

(1) 生徒は次の事項について、願い・届けを提出すること。（必ず許可を受ける）

①願い 休学・復学・転学・退学・運転免許取得・異装など。

②届け 海外旅行・アルバイト・遺失・盗難・住所変更・家族の異動など。

(2) 欠席・遅刻時は、当日朝 8 時 30 分までに Googleform または電話、必ず保護者を通じてその理由を担当へ連絡すること。（7 日以上欠席のときは医師の診断書を提出）

遅刻については、登校後、担任に申し出ること。

(3) 早退時は担任に申告し、早退許可書を受け取り、帰宅後、担任に確認の電話をすること。

と。

(4) 外出時は担任に申告し、外出許可書を受け取り、帰校後、担任に報告する。

(5) 生徒は盗難にあったり、遺失物を拾得した場合には、担任に申し出ること。

4 風紀について

- (1) 窃盗・万引き・ゆすり・たかり・カンパ強要等の行為の禁止。
- (2) シンナー及び薬物等の乱用行為の禁止
- (3) 好ましくない場所への出入り禁止 飲酒・喫煙・暴力行為・恐喝・ギャンブル等、問題発生誘因となるような場所
- (4) 出会い系サイト等にかかわる行為の禁止。
- (5) 暴走族・チーム等のグループへの加入の禁止。
- (6) その他の迷惑行為や人間として恥ずかしい行為の禁止。

○携帯電話・スマートフォンを利用した出会い系サイト・掲示板等に絡む事件が多発しています。絶対に関わらないこと、およびそれを防止するためのフィルタリング設定をしてください。

○ツイッターなどのSNSに関するトラブルも増加しています。個人名や個人情報がかかる書き込みや画像を絶対に載せないことや、他人を誹謗中傷するような書き込みは絶対しないこと。

○不審者による生徒の被害が多発しています。人通りが多く明るい道を選んだり、複数人数で出かける、夜遅くなった場合は迎えに来てもらうなどの具体的な対策をとってください。

5 アルバイトについて

アルバイトは、基本的には保護者の責任のもとに行われるべき性格のものですが、生徒の本分である学業をはじめとする学校生活に与える影響を踏まえた上で、アルバイトを希望する生徒に、正当な目的があり保護者がその責任のもとアルバイトをさせたいという強い意思がある場合、以下の方針に基づいて指導しています。

- ①学校生活に支障が生じない範囲のものであること。
- ②学校に「届」を提出し、「アルバイト証」の交付を受けて開始すること。
- ③高校生としてふさわしいアルバイト先であること。

6 交通安全について

交通違反や交通事故を絶対に起こさないよう交通法規を遵守し、交通安全に努めること。

(1) 自転車通学について

- ①自転車通学者は、本校所定のステッカーをつけなければならない。また、警察の自転車防犯登録は、法律で義務化されているので必ず登録すること。
- ②信号・一時停止・左側通行を厳守する。
- ③ヘルメットを着用する。
- ④2人乗り・並列走行・斜め横断はしない。
- ⑤雨天は雨ガッパを着用し、傘さし運転をしない。
- ⑥ブレーキ・ライト・ベル・カギ（二重ロックを）・反射板はいつも整備しておく。
- ⑦変形ハンドル・上向きハンドル・ブレーキ位置の改造は禁止する。

⑧ステップの装着は禁止する。

⑨自転車が盗難にあったときはすぐに担任・係に届け出をする。

※入学に際して新規に自転車を購入される方は上記の点に特に注意してください。手持ちの自転車を使用する場合、ハンドルが変形に該当するときは、適合ハンドルと交換して使用すること。

7 二輪について

二輪については、原則禁止です。特別な事情がある場合には必ず相談をしてください。

四輪については、3年次に詳しく説明をします。